

みやぎ復興定期便

5月号

～みやぎ復興定期便をお届けします～

県外へ避難されている皆さまへ
宮城県内の復興の動きや各種支援等の情報など、帰郷にお役立ていただく情報をお届けします。
これまでお届けした内容は下記ホームページからご覧いただけます。
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/teikibin.html>



避難されている皆さま・避難を終了された皆さまへ

避難をされた方で、避難先の市区町村や避難元の市町村の窓口に、避難していることをまだご連絡されていない方は、避難先住所などを忘れずにご連絡ください。それにより、避難元の市町村からさまざまなお知らせをお届けできるようになります。

また、避難先を変えられた方や、避難を終了された方も、同様に避難先・避難元の両県市区町村へご連絡ください。

法律相談窓口のご紹介

被災者支援として行われている無料の法律相談の窓口をご紹介します。

■仙台弁護士会法律相談センター

住 所：仙台市青葉区一番町二丁目9-18

電 話：022-223-2383

実施日時：月～金曜日（祝日除く）10：00～15：00、

土曜日（祝日除く）10：00～11：30、月、木曜日は18：00～19：30も実施

U R L：<http://senben.org/>

■日本司法支援センター（法テラス）宮城地方事務所

住 所：仙台市青葉区一番町三丁目6-1 一番町平和ビル6階

電 話：0570-078374（法テラスサポートダイヤル）

実施日時：月～金曜日9：00～21：00・土曜日9：00～17：00

■宮城県サポートセンター支援事務所（サポ弁）

住 所：仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館3階

電 話：022-265-8845（平日10：00～16：00）

国の教育ローンのご案内

「国の教育ローン」は、高校や大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。日本政策金融公庫では、東日本大震災により被災された方を対象に、通常より低い利率や通常のご返済期間より長くご利用いただける「災害特別措置」を実施しています。詳しい内容は、下記連絡先までお問い合わせください。

■融 資 額：お子さま1人あたり350万円以内

■利 率：年2.25%（固定金利）※母子家庭または世帯年収200万円（所得122万円）以内の方は、年1.85%（固定金利）

■返済期間：15年以内 ※交通遺児家庭、母子家庭または世帯年収200万円（所得122万円）以内の方は、18年以内

■使 い 道：入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

■返済方法：毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

■保 証：（公財）教育資金融資保証基金（連帯保証人による保証も可能）

■お問合せ 教育ローンコールセンター

電 話 0570-008656

高等学校等育英奨学金貸付

公私立の高等学校・専修学校（高等教育課程を有する）・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部に在籍する生徒で、東日本大震災で被災し修学困難となった多くの生徒が希望を持って修学できるよう被災生徒奨学資金を貸し付けています。

■貸付対象者

保護者が宮城県内に住所を有し、震災に被災し、下記のいずれかに該当する生徒（保護者が宮城県外に一時避難している場合も含む）。

- （1）生徒の居住する家屋が全壊（焼）・大規模半壊・半壊（焼）又はこれに準ずる被災をし、修学が困難な状況の生徒。
- （2）生徒の保護者等主たる家計支持者が死亡、行方不明又は重篤な疾病を負い、修学が困難な状況の生徒。
- （3）主たる家計支持者の勤務先等が被災したことにより収入がおおむね2分の1以下に減収し、経済的事由により修学が困難な状況の生徒。なお、収入の判断は、所得税が課税される所得により行う（雇用保険の失業給付・生活保護の支給金は収入とはしない）。
- （4）上記の他、校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの。

■募集期間：各学校を通じて4月にお知らせします

交流会情報

山武市から千葉県に避難されている皆さまへ

森の集会所「森のじかん」のご案内

毎月第2木曜日は、さんぶの森交流センターあららぎ館ホールが、健・癒・にぎわいの空間に！森のじかんの前にお食事、後にはハンドマッサージで身も心も健康を味わいませんか。参加を希望される方は、下記お問合せ先までお申し込みください。

日 時	内 容	場 所
11：50 ～ 16：00	健康食ランチ（500円）、 管理栄養士のミニ講座、 ハンドマッサージ（500円）	さんぶの森交流センターあららぎ館ホール （千葉県山武市殿台296番地あららぎ館 Tel：0475-89-3630）

■お申し込み・お問い合わせ

山武市役所秘書課渉外係

電 話：0475-80-1292 F A X：0475-82-2107

メール：hisho@city.sammu.lg.jp

岩手県一関市社会福祉協議会から一関市に避難されている皆さまへ

平成27年度 ふるさとお茶っこ交流会 開催予定表

一関市社会福祉協議会では「ふるさとお茶っこ交流会」の継続的な開催を通じ、参加者の意見を頂き、行事を取り入れながら、今後も皆さまが気軽に集い、お茶を飲みながらおしゃべりするなど、笑顔を増やす交流会を目指し毎月開催しております。

今後、以下の日程で開催を予定しております。沢山の皆さまの参加をお待ちしています。

日 時	主な内容	参加費	会 場
5月20日(水)	一関高専生との交流・復興局による相談会	200円	一関市総合福祉センター （一関市内1-36）

事前にお申し込みをお願いします。

■お申し込み・お問い合わせ：一関市社会福祉協議会

電 話：0191-23-6020（菊地・千葉）

★詳しい内容は一関市社会福祉協議会のホームページでご覧いただけます。

http://www.ichinosekishakyo.com/contents/saigaisien/saigaisien_index.html

二重の住宅ローンを抱えることになった方への補助制度について

宮城県は、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受け、その被災した住宅にローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、5年間の利子相当額を補助します。

■補助期間・補助金額

申請期間：平成28年度末まで

補助金額：既存の住宅ローンにかかる5年間の利子相当額
（元利均等毎月償還による算定額）【上限50万円】

■補助には対象要件があります。

詳しくは同封のチラシをご覧ください。

■お問い合わせ

県土木部住宅課 022-211-3256

<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/2juuro-n-hojo.html>

みやぎの風景



【徳仙丈山（気仙沼市）】5月下旬、山腹に山ツツジやレンゲツツジが咲き乱れる。

住まいの復興給付金

(復興庁事業)

制度の概要

東日本大震災により被害が生じた住宅（以下「被災住宅」という）の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、**新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度です。**

被災住宅（東日本大震災により被害が生じた住宅）

り災証明書で「全壊または流出」「大規模半壊」「半壊または床上浸水」「一部損壊または床下浸水^{※1}」の認定を受けた住宅

原子力災害による避難指示区域等^{※2}にある住宅

※1 建築・購入の場合は被災住宅を取り壊していることが必要。

※2 避難指示区域、避難解除区域、特定避難勧奨地点（解除された地点を含む）のことをいう。

被災住宅を所有していた者

建築・購入した住宅（再取得住宅）に居住

給付金受領

補修した被災住宅に居住

「再取得住宅」とは、被災住宅に代わり、建築・購入した新築住宅、または宅建業者から購入した中古住宅のこと

制度の内容、申請対象等の詳しい情報はホームページでご確認頂くか、コールセンターまでお問い合わせください。

■問い合わせ先 住まいの復興給付金事務局

コールセンター TEL 0570-200-246 (有料) | P 電話等からのご利用 022-745-0420 (有料)
ホームページ <http://fukko-kyufu.jp/>

住宅再建相談会のご案内

住宅再建支援機構では、被災された方の住宅再建に対するご支援をさらに充実させるため、岩手県居住支援協議会（岩手県）・みやぎ復興住宅整備推進会議（宮城県）・福島県居住支援協議会（福島県）との共催で「住宅再建相談会」を開催します。

会場によっては事前予約が必要となりますので、「要予約」と記載されている会場での個別相談を希望される方は、それぞれのお問い合わせ先までお申し込みください。皆様の参加をお待ちしています。その他の会場及び8月以降の日程は、以下のホームページからご覧いただけます。

◆住宅再建支援機構ホームページ <http://www.jhf.go.jp/shinsai/shucchou.html>

また、住まいの復興給付金の申請に関する相談会も開催します。「住まいの復興給付金の対象になるのか」、「申請に必要な書類は何か」、「申請書類を記入したが、間違いがないか不安だ」等疑問や悩みがあれば、直接お問い合わせいただける機会です。是非会場にお越し下さい。

★宮古市★

開催日	会場	時間	相談会内容				事前予約
			資金計画	助成制度	住まいの計画	復興給付金	
5月9日(土)	宮古地区合同庁舎 3階 大会議室 (宮古市五日町1-20)	・説明会10:00~10:40 ・個別相談会10:40~12:30	○	○	○	○	不要
6月28日(日)	グリーンピア三陸みやこ 体育館 (宮古市田老向新田148)	・説明会10:00~10:40 ・個別相談会10:40~12:30, 14:00~16:00	○	○	○	○	不要
7月25日(土)	宮古市役所 6階 大ホール (宮古市新川町2-1)	・説明会10:00~10:40 ・個別相談会10:40~12:30	○	○	○	○	不要

★大船渡市★

開催日	会場	時間	相談会内容				事前予約
			資金計画	助成制度	住まいの計画	復興給付金	
6月5日(金)	大船渡地区合同庁舎 4階 第2会議室 (大船渡市猪川町字前田6-1)	10:00~16:00	○	○	○	○	「資金計画相談」のみ要予約
6月6日(土)	大船渡地区合同庁舎 4階 大会議室 (大船渡市猪川町字前田6-1)	・説明会10:00~10:40 ・個別相談会10:40~12:30, 14:00~16:00	○	○	○	○	不要
8月7日(金)	大船渡地区合同庁舎 4階 第2会議室 (大船渡市猪川町字前田6-1)	10:00~16:00	○	○	○	○	「資金計画相談」のみ要予約
8月8日(土)	大船渡地区合同庁舎 4階 大会議室 (大船渡市猪川町字前田6-1)	・説明会10:00~10:40 ・個別相談会10:40~12:30, 14:00~16:00	○	○	○	○	不要

★陸前高田市★

開催日	会場	時間	相談会内容				事前予約
			資金計画	助成制度	住まいの計画	復興給付金	
6月7日(日)	陸前高田市 4号棟 第6会議室 (陸前高田市高田町字鳴石42-5)	・説明会10:00~10:40, 13:30~14:10 ・個別相談会10:40~12:30, 14:10~16:00	○	○	○	○	不要
8月9日(日)	陸前高田市 4号棟 第6会議室 (陸前高田市高田町字鳴石42-5)	・説明会10:00~10:40, 13:30~14:10 ・個別相談会10:40~12:30, 14:10~16:00	○	○	○	○	不要

「資金計画」…住宅金融支援機構職員が、住宅ローンの利用要件、ローンシミュレーション等の相談を承ります。

「助成制度等」…公共団体職員が、住まいの再建のための総合施策情報（助成制度、復興公営住宅、復興まちづくりに関する情報）に関する相談を承ります。

「住まいの計画」…専門家が、住まいの計画の相談を承ります。

「復興給付金」…復興庁職員が、「住まいの復興給付金」に関する相談を承ります。

事前予約・お問い合わせ

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）0120-086-353
（祝日・年末年始を除く、9:00~17:00、通話料無料）
※利用できない場合（PHSなど）は、048-615-0420におかけください（有料）。

「住まいの復興給付金 申請相談会」に関するお問い合わせ

住まいの復興給付金事務局コールセンター 0570-200-246（9:00~17:00、有料）
※利用できない場合（PHSなど）は、022-745-0420におかけください（有料）。

県産材利用エコ住宅普及促進事業（新築住宅支援）について

県では、宮城県産の木材を一定以上使用して住宅を建てる場合、みやぎ環境税を活用して費用の一部を助成しています。

■募集開始日：平成27年4月1日（水）

■募集棟数：先着順で500棟

■応募要件（いずれにも該当すること）：

- ・県内に自ら居住するために木造住宅を新築する方
- ・県税の滞納のない方
- ・建設現場を見学会など県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる方
- ・建築基準法における建築確認済証が交付済みの方

■補助条件・補助金額

区分	一般	東日本大震災により半壊以上罹災した住宅を再建する場合
補助条件	自ら居住用とするため、県内に新築する一戸建て木造住宅であること。	左記に同じ
	主要構造部材に宮城県産材を60%以上かつ優良みやぎ材を40%以上使用すること。	主要構造部材に宮城県産材を50%以上かつ8㎡以上使用すること。
補助金額	県内に本社を有し、建設業法の許可を受けている業者が施工すること。	左記に加え、県内に支社や支店を有する事業者も対象とします。
	平成28年3月31日までに主要構造部材の施工が完了し、宮城県産材及び優良みやぎ材使用量並びに現地の確認が可能であること。	左記に同じ。
補助金額	宮城県産材1㎡あたり28,000円、上積みとして優良みやぎ材1㎡あたり8,000円を補助します。ただし、1棟あたり50万円を上限とします。	1棟あたり50万円補助します。

■お問い合わせ：県林業振興課（電話 022-211-2912）

低炭素型水ライフスタイル導入支援事業補助金について

県は、下水道が整備されていない浄化槽整備区域等にお住まいの方で、新築工事や大規模リフォーム工事などにより、省エネ型浄化槽、節水型トイレ、節湯水栓（2口以上）のすべてを設置した方に予算の範囲内で補助金を交付します。

■対象者（以下に掲げる要件を全て満たす方）

- ・県が定めた基準に適合する低炭素社会対応型浄化槽（設置主体が個人のものに限る）、節水型トイレ、節湯水栓2口以上（以下「節水型機器等」）の全てを新たに設置すること（節水型トイレ、節湯水栓について、国土交通省で実施している省エネ住宅ポイントの対象製品はすべて対象となります）。
- ・節水機器等の設置工事が平成26年4月1日以降に竣工し、かつ、浄化槽の使用開始後に市町村への届出が義務づけられている「浄化槽使用開始報告書」の使用開始日が平成27年1月1日から12月31日までであること
- ・節水型機器等を設置する建物に居住していること
- ・すべての県税に未納がないこと
- ・県が運営する「わたしのe行動（eco do!）宣言[※]」に登録していること
※環境に優しい暮らし方など、日々の生活の中で実行できそうな項目を選択、宣言し実践する制度

■補助金額：1世帯あたり6万円

■お問い合わせ：県循環型社会推進課（電話 022-211-2648）

ご意見をお寄せください

「ご意見等記入用紙」と「返信用封筒」を同封していただきますので、ご意見や感想などをお寄せ下さい。みやぎ復興定期便の充実に向けて活用させていただきます。また、今後の送付を希望しない場合は、「ご意見等記入用紙」でお知らせ下さい。（発行スケジュールの都合により、不要のご連絡を頂いた方にも1~2号程度続けて送付される場合があります。あらかじめご了承ください。）

